

1. 自動車の検査・登録（概論）

自動車検査の種類と内容

自動車の安全性の確保、公害の防止、その他環境の保全を図るため、「道路運送車両法」に基づき、主に以下の検査が実施されている。

○**新規検査**：新たに自動車を使用するときに受ける検査。

（型式指定を受けた新車は現車提示が省略）

○**継続検査**：自動車検査証の有効期間後も使用するとき受ける検査。

（指定整備事業者において整備し検査したものは、現車提示が省略）

○**構造等変更検査**：自動車の長さ、高さ、幅及び最大積載量等に変更を生ずるような改造をしたとき受ける検査。

自動車登録の種類と内容

自動車の登録は、所有権の公証のための民事登録の側面と、安全・環境対策のほか、治安及び交通取締、徴税など各種行政上の権利義務の明確化や社会秩序維持等のための行政登録の側面があり、運行する際の義務となっている。

○**新規登録**：登録を受けていない自動車の登録。新車に限らず、登録を抹消した中古自動車を再び登録する場合も含まれる。

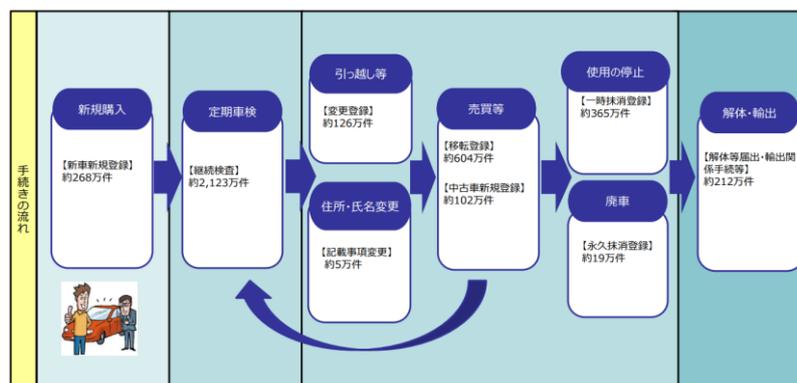
○**変更登録**：自動車の型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名、名称、住所又は使用本拠の位置を変更したときの登録、ただし、使用者の住所氏名を変更する場合であって、所有者の氏名・住所・使用の本拠の位置の変更がなければ、**記載変更**となる。

○**移転登録**：所有者を変更したときの登録

○**永久抹消登録**：自動車が滅失し、解体し、又は自動車の用途を廃止したときの登録

○**輸出抹消仮登録**：自動車を輸出しようとするときの登録

○**一時抹消登録**：永久抹消登録及び輸出抹消仮登録以外で、自動車を一時的に使用中止するときの登録



※各件数は令和3年度の実績

○自動車検査登録総合ポータルサイト（制度のおさらいは、以下の Web で確認してください）

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>

2. 自動車保有の登録要件

自動車保有にかかる登録手続きに関し、自動車の登録要件として、以下の項目があげられます。

（例えば未登録車を登録する場合）

- ・自動車の所有権を有していること
- ・自動車の保管場所の確保
- ・自動車重量税の納付
- ・自動車損害賠償責任保険（共済）の契約締結
- ・自動車の保安基準に適合していること

この登録要件を満たしているか確認するため必要な書類を求めていることになります。

○自動車の登録に必要な関係書類は、以下の自動車登録案内よりご覧になれます。

https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/mg/tr/sub02_01.html

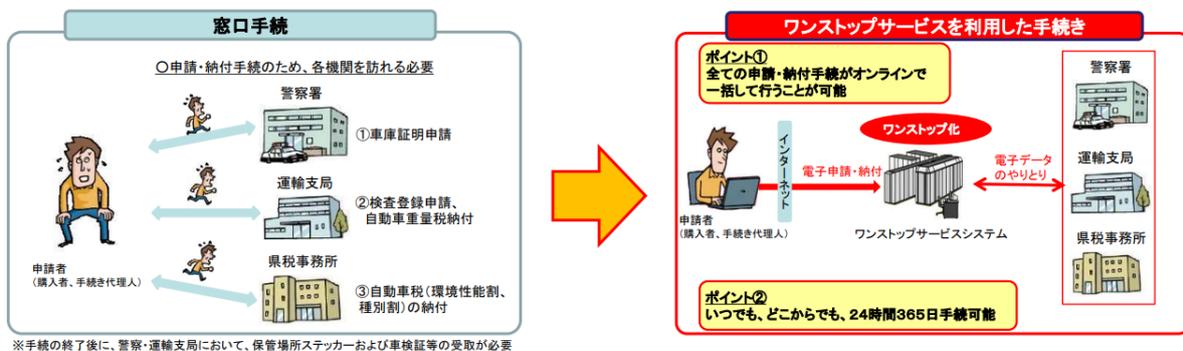
【自動車登録のイメージ】

自動車登録申請後、「受付」⇒「審査」⇒「自動車登録ファイル（MOTAS）への登録」

その後、ナンバープレートの取り付け、封印がなされ完了となります。

3. 自動車保有関係にかかるワンストップサービス（OSS）の活用

○自動車（登録車）の運行に必要な各種行政手続（車庫証明・検査登録・自動諸税の納税（県税））をワンストップサービス（以下「OSS」という。）によりオンライン・一括で行うことが可能となっています。



○まずは、OSS による申請手続きについて、概要と引越し（住所変更）の際の手続例をイメージ動画で見てみましょう。（予習）



(動画)

○OSS にかかる対象となる手続きは、以下のとおりになっています。

平成 17 年 12 月 26 日開始：新車新規登録

平成 29 年 4 月 3 日開始：中古新規登録、移転登録、変更登録、一時抹消登録、永久抹消登録

平成 31 年 4 月 1 日開始：解体等届出・輸出関係手続き等

令和元年 5 月 7 日開始：軽自動車 継続検査

○自動車保有関係にかかる OSS 申請時は、以下の各サイトの留意事項等を事前に確認することを推奨します。

①車庫証明書（警察署）

- ・車庫証明手続き Web（宮城県警 自動車の保管場所（車庫証明））

<https://www.police.pref.miyagi.jp/kisei/kyoka/syako.html>

②検査登録申請・自動車重量税納付（運輸支局）

https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/mg/tr/sub02_01.html（検査登録申請）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000076.html（自動車重量税額）

③自動車税納付（県税事務所）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/jdousya.html>（宮城県 自動車税種別割）

○自動車保有関係手続きの OSS 手続き Web 案内

<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>

4. 電子車検証化に伴う記録等事務委任制度

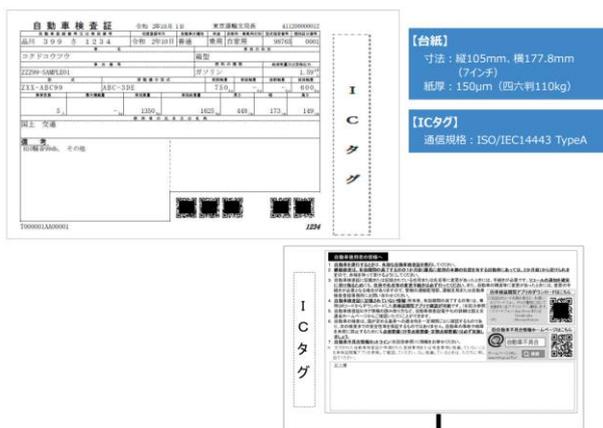
○車検証の電子化に伴い、IC タグに記録される有効期間や使用者住所、所有者住所について、ユーザや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を活用することとなります。



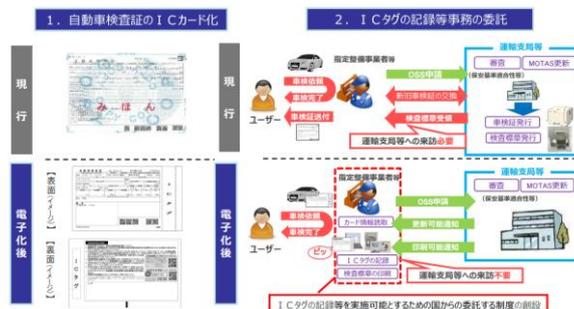
○車検証閲覧アプリの詳細は、[こちら](https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/)のサイトよりご覧になれます。↓
 (電子車検証特設サイト)

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

○令和5年1月より、自動車検査証（車検証）が電子化されたとともに、継続検査にかかる自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者（指定整備工場、行政書士等）に委任する制度（記録等事務委任制度）が導入されました。



○このことにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結したOSSでの申請が可能となりました。



○記録等事務委任制度の対象範囲、サービス事業者の要件は、以下のとおりで、運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の記録更新及び検査標章等の印刷を可能とする記録事務代行サービスです。

○本サービスを通じて車検証書き換え等事務を実施することにより、国の審査を経た車検証の情報の書き換えが可能となります。

・ **特定記録等事務：継続検査（OSS申請）**

委託対象：指定自動車整備事業者、行政書士又は行政書士法人、日本自動車販売協会連合会、日本自動車整備振興会連合会、全国軽自動車協会連合会（検査対象軽自動車のみ）

・ **特定変更記録事務：変更登録、移転登録（券面変更を伴わない場合のみ）（OSS申請）**

委託対象：行政書士又は行政書士法人

○委任を受けている「記録等事務代行事業者」の一覧はこちらのサイトよりご覧になれます。↓
（電子車検証特設サイト）

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/business/service/>

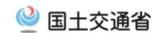
○ナンバープレートの変更を要する住所変更等にかかる封印取付に関しては、各種委託先へお問い合わせください。

5. 住所変更（引越）時のナンバープレート交換に関する特例

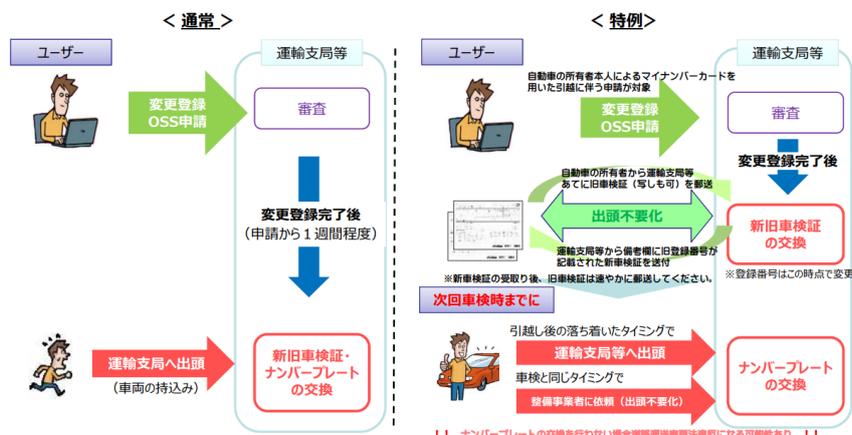
○住所変更（引越）時の個人による変更登録 OSS 申請の場合に、変更登録に伴うナンバープレートの交換を次回車検まで猶予する特例制度が令和 4 年 1 月 4 日より創設されております。

○ただし、所有者と使用者が同一であって、所有者本人が変更登録申請をマイナンバーカード用いて OSS による手続きが対象となります。

住所変更時のナンバープレート交換に関する特例の概要



- 政府全体で推進している引越時の負担軽減の一環として、**引越し時の個人による変更登録OSS申請**の場合に、**変更登録に伴うナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予する特例**を創設。
- **令和4年1月4日から運用開始（特例を受けるかどうかは選択制）**。



○新旧車検証の郵送による交換や新たなナンバープレートの交付等に関する詳細は、引越後の管轄する運輸支局等にお問い合わせください。